

第6次シカ管理計画  
(中間案)

令和3年11月

岩 手 県

# 目 次

1		
2	<b>1 計画策定の目的及び背景</b> .....	1
3	(1) 計画策定の目的.....	1
4	(2) 計画策定の背景.....	1
5	<b>2 管理すべき鳥獣の種類</b> .....	2
6	<b>3 計画の期間等</b> .....	2
7	(1) 計画の期間.....	2
8	(2) 計画の見直し.....	2
9	<b>4 対象地域</b> .....	2
10	<b>5 シカに関する現状</b> .....	2
11	(1) 生息状況.....	2
12	(2) 捕獲状況.....	3
13	(3) 被害状況.....	5
14	(4) 狩猟者の動向.....	7
15	<b>6 管理計画の評価と改善</b> .....	7
16	(1) 個体数の低減.....	7
17	(2) 生息状況の把握.....	7
18	<b>7 管理の目標</b> .....	8
19	(1) 基本目標.....	8
20	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方.....	8
21	<b>8 管理の実施</b> .....	9
22	(1) 地域区分.....	9
23	(2) 各地域区分の対策目標等.....	9
24	(3) 個体数管理.....	10
25	(4) 被害防除対策.....	12
26	(5) 生息環境管理.....	14
27	(6) モニタリング調査.....	14
28	(7) 精度の高い個体数推定手法の検討.....	14
29	<b>9 その他管理のために必要な事項</b> .....	14
30	(1) 各機関・団体等の果たす役割.....	15
31	(2) 普及啓発.....	15
32	(3) 人材の確保育成.....	15
33	(4) 他県との連携.....	16
34	(5) 鳥獣被害防止計画との調整.....	16
35	(6) 錯誤捕獲の防止等.....	16
36	(7) 感染症及び安全対策の実施.....	16
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		

## 1 計画策定の目的及び背景

### (1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、地域個体群の存続に配慮しながら個体数を適正な水準まで減少させ、農林業及び自然植生等への被害の低減を図ること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

### (2) 計画策定の背景

これまで、地域個体群の健全な維持をしつつ、農林業等の被害の軽減を図るため、平成12年から平成25年11月までの期間に、4次にわたるシカ保護管理計画を作成し、五葉山地域を中心に関係機関と連携したシカ被害対策を進めてきたが、シカの生息域は五葉山地域から県内全域に拡大しており、それに伴い被害も続いていた。

こうした中、国では、鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大が農林業及び生態系に深刻な被害を及ぼしている事態に対応するため、「抜本的な鳥獣捕獲対策」を平成25年12月に策定し、当面の目標として10年後（令和5年度）までにシカの個体数を半減させることを掲げた。

また、平成26年5月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正し、シカを指定管理鳥獣に定め、生息状況を適正な状態に管理する対象とした。

この法改正に併せ、県では、平成27年5月に、シカの管理を推進するため、「第4次シカ保護管理計画」を「第4次シカ管理計画」に変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項等を追加した。

また、平成27年度には、国が公表した岩手県内における平成24年度末時点のシカの推定個体数約4万頭（中央値）について、これを令和5年度までに半減させる国の方針を考慮した上で、シカの捕獲を強化し、早急な農林業被害の減少とシカの生息数減少を目標とした「第5次シカ管理計画」（平成29年4月～令和3年3月）を作成した。

しかしながら、第5次シカ管理計画で目標とした年間1万頭以上の捕獲に取り組んできたにもかかわらず、依然として農林業被害は高い水準で推移し、また、自然植生への過度の影響もみられていることから、令和3年度に県が公表した岩手県内における平成30年度秋時点のシカの推定個体数10.7万頭（95%信用区間7.3～15.2万頭）に基づく捕獲の管理目標を新たに設定し、順応的に管理を進めるための「第6次シカ管理計画」を策定し、適正な個体数管理をはじめとする施策を行う必要がある。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*。以下「シカ」という。)

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 対象地域

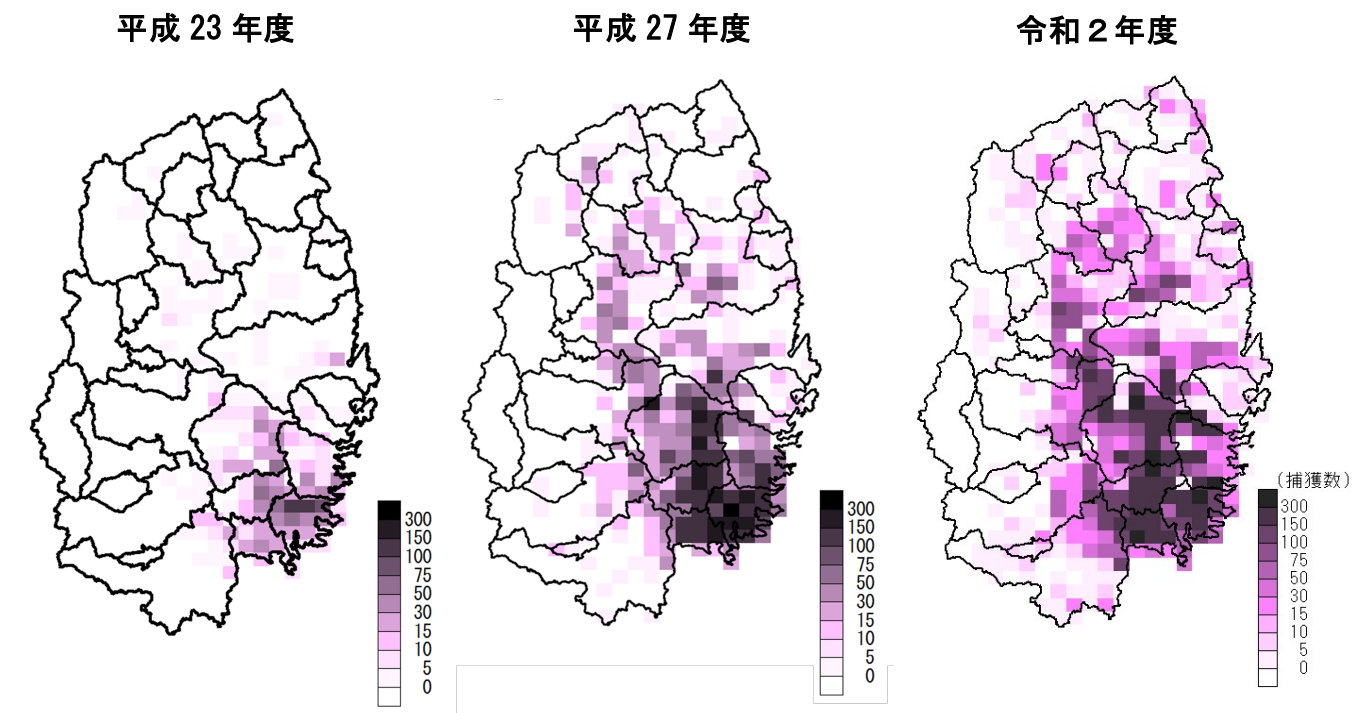
県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

5 シカに関する現状

(1) 生息状況

ア 生息分布

シカの捕獲情報によると、秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内のほぼ全域で捕獲されていることから、ほぼ県内全域に生息している状況である。【図1】



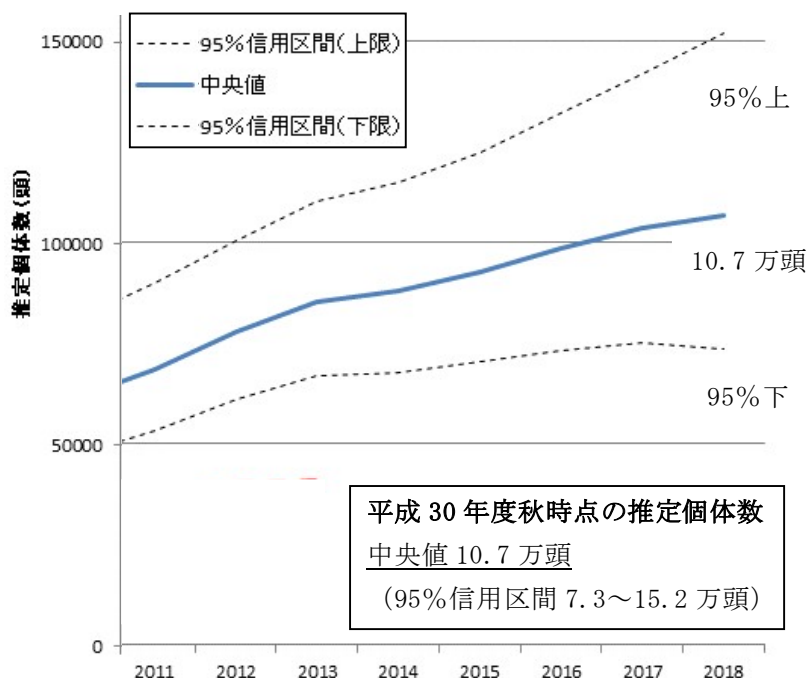
【図1】シカ捕獲位置図

1 イ 生息数

2 第5次計画期間において、  
3 これまでの捕獲数と、生息数  
4 と相関のある指標データ（糞  
5 塊密度、追出し調査）を使用  
6 して統計学的手法（ハーベス  
7 トベースドモデル※）により  
8 個体数の推定を行った。

9 その結果、平成30年度秋  
10 時点の推定個体数は中央値  
11 で10.7万頭（95%信用区間  
12 で7.3～15.2万頭）と推定さ  
13 れた。【図2】

14 ※生息状況や捕獲状況の時  
15 間的な変化のデータを使用  
16 し、生息状況調査の観測時の  
17 誤差を考慮したうえで、個体  
18 数と自然増加率を推定する方  
19 法。



※ 出典：環境保健研究センター

【図2】岩手県内におけるシカの推定個体数

20 【参考】五葉山地区におけるシカ生息数

21 五葉山周辺地域の、平成30年度秋の推定個体数は、中央値で1.7万頭（95%信用区間  
22 で1.1～2.5万頭）と推定された。

23 また、第3次計画期間中（H24年度）までは、ヘリコプターを使用した直接観察法に  
24 よる生息数調査を実施している。【表1】

25 第4次計画期間以降は、シカの生息域の拡大に伴い、ヘリコプター調査を全県に拡大  
26 して実施することが経費や労力の面から困難であったことから、糞塊法による生息状況  
27 調査の地点数を県内全域で増やし、統計学的手法により五葉山周辺地域の個体数を推定  
28 している。

【表1】五葉山地区におけるシカ生息数調査結果 （単位：頭）

調査年月	平成9年3月	平成12年3月	平成19年3月	平成25年3月
推定生息数	7,800～9,200	7,700～8,800	5,000～7,100	7,400～11,100

35 (2) 捕獲状況

36 平成19年度以降のシカの捕獲状況は、【図3】のとおりである。

37 第3次計画期間までは、五葉山地域とそれ以外の区域（侵出抑制地区）に区分し、個  
38 体数管理を行ってきた。

39 第4次計画期間以降は、地域区分を見直し、県内を3つの地域に区分して個体数管理  
40 を行っている。

41 第3次計画期間中の平均捕獲数は、五葉山地域において1,567頭、侵出抑制地区にお  
42 いては652頭である。

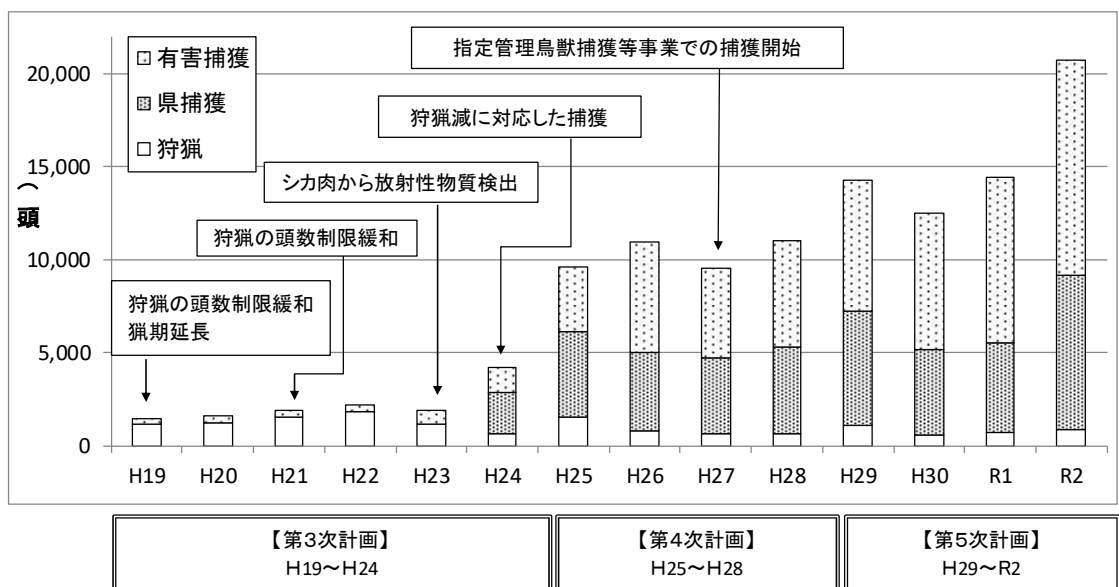
43 なお、平成23年3月の原発事故の影響により、岩手県の県南地域を中心に、シカ肉か

1 ら基準値を超える放射性物質が検出されたことから、平成23年度は狩猟による捕獲頭数が減少している。平成24年7月に全県を対象としたシカ肉の出荷制限指示があり、狩猟  
 2 による捕獲頭数の更なる減少が見込まれたことから、平成24年度から平成26年度まで、  
 3 県事業による捕獲を実施した。  
 4

5 また、平成27年度以降は、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲  
 6 に取り組み、平成28年度以降、狩猟、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による  
 7 捕獲を合わせて年間1万頭以上を捕獲し、令和2年度に初めて2万頭を超える捕獲数と  
 8 なった。

(単位:頭)

区 分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
五葉山地 域	狩猟	1,007	1,051	1,231	1,137	857	309								
	県捕獲						1,758								
	有害捕獲	228	204	258	207	466	690								
	計	1,235	1,255	1,489	1,344	1,323	2,757								
侵出抑制 地区	狩猟	184	224	290	660	303	352								
	県捕獲						480								
	有害捕獲	60	104	159	169	277	651								
	計	244	328	449	829	580	1,483								
北上山地 南部	狩猟							1,356	727	552	578	922	411	651	748
	県捕獲							4,406	3,837	3,624	3,934	5,202	3,810	3,743	6,799
	有害捕獲							3,266	5,612	4,469	5,297	6,557	6,881	8,018	10,170
	計							9,028	10,176	8,645	9,809	12,681	11,102	12,412	17,717
北上山地 北部	狩猟							185	86	75	69	146	111	69	122
	県捕獲							140	321	405	635	845	687	925	1,386
	有害捕獲							241	299	311	399	466	465	786	1,263
	計							566	706	791	1,103	1,457	1,263	1,780	2,771
奥羽山脈	狩猟							5	3	2	2	10	22	37	33
	県捕獲							10	24	81	63	132	98	126	117
	有害捕獲							10	10	26	22	38	53	65	93
	計							25	37	109	87	180	173	228	243
合計	狩猟	1,191	1,275	1,521	1,797	1,160	661	1,546	816	629	649	1,078	544	757	903
	県捕獲						2,238	4,556	4,182	4,110	4,632	6,179	4,595	4,794	8,302
	有害捕獲	288	308	417	376	743	1,341	3,517	5,921	4,806	5,718	7,061	7,399	8,869	11,526
	合計	1,479	1,583	1,938	2,173	1,903	4,240	9,619	10,919	9,545	10,999	14,318	12,538	14,420	20,731



9 ※ 県捕獲：平成26年度までは捕獲委託（県単独事業）  
 10 平成27年度以降は指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

【図3】シカ捕獲数の推移（管理区分別）

1 (3) 被害状況

2 ア 林業被害

3 シカによる林業被害は、主にスギ、カラマツ等の造林木の芽や葉及び原木しいたけ  
 4 の食害である。平成 19 年から平成 22 年までは 1,900 万円から 4,200 万円で推移し、  
 5 その後は減少が進み、平成 27 年度は 87 万円まで減少したが、平成 28 年度から再び  
 6 増加し、令和 2 年度は 1,700 万円となっている。【図 4】

7 なお、林業被害防止対策として、森林整備事業を活用した防護柵の設置や忌避剤の  
 8 散布等を実施している。

9  
 10 イ 農業被害

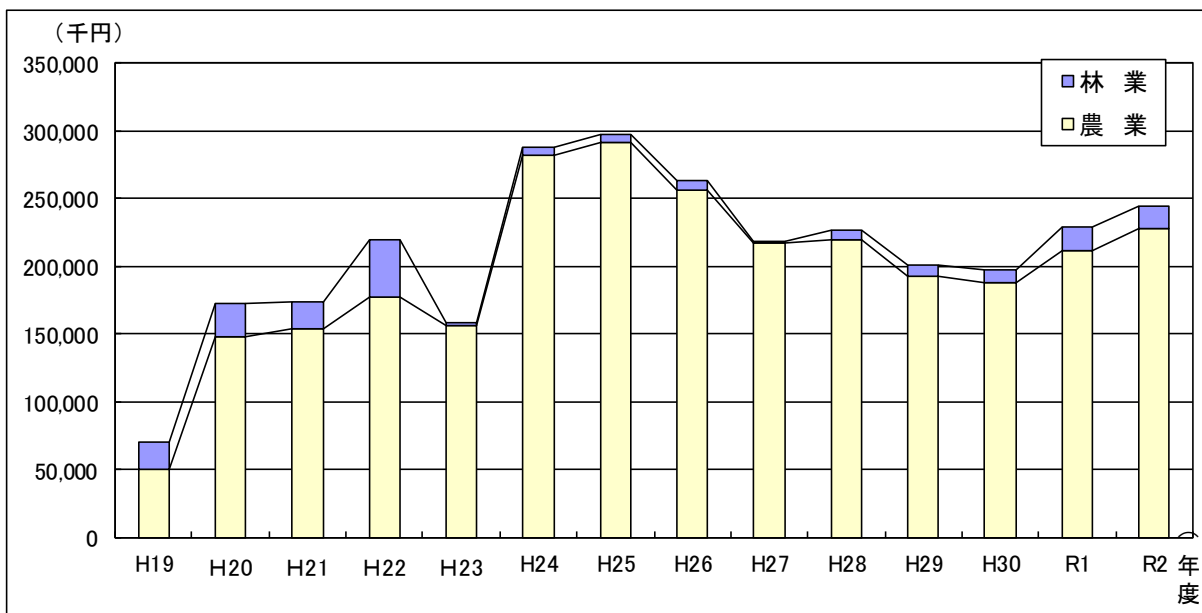
11 シカによる農業被害は、水稻、野菜、飼料作物及び果樹等の食害である。被害額は平  
 12 成 20 年度以降は 1 億 4,000 万円を超え、平成 25 年度の 2 億 9,000 万円をピークに平成  
 13 30 年度まで減少に転じたが、令和元年度から再び増加し、令和 2 年度は速報値で 2 億  
 14 2,700 万円となっている。【図 4】

15 また、生息域の拡大に伴い、農業被害発生市町村数が増加している。

16 農業被害防止対策のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措  
 17 置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」と  
 18 いう。）が平成 19 年に施行され、市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害  
 19 防止計画により、防護柵の設置等の被害防止対策を実施している。

(単位:千円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
農業	51,020	148,274	153,927	177,304	156,515	282,620	291,282	256,467	217,206	219,783	192,267	188,439	212,090	227,485
林業	19,004	24,929	20,526	42,487	1,881	5,773	6,331	7,340	870	6,789	9,178	9,369	16,931	17,099
合計	70,024	173,203	173,841	219,791	158,396	288,393	297,585	263,807	218,076	226,572	201,445	197,808	229,021	244,584



20 ※ 令和 2 年度は速報値

21 【図 4】 シカによる農林業被害の推移

1 **ウ 自然植生への影響**

2 早池峰山周辺地域では生息数が近年増加しており、平成 30 年 4 月に東北森林管理局  
3 が公表した糞粒調査の結果によると、平成 23 年度と比較して平成 29 年度の生息密度が  
4 5.5 倍に増加した。【表 2】

5 また、平成 29 年度には、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例指定種である、  
6 ナンブトウウチソウ、ナンブトラノオに食痕が確認された。

7 なお、令和 2 年度に県が実施した調査では、条例指定種に食痕は確認されなかったが、  
8 今後、更に標高の高い地域への侵入が進み、希少な高山植物の食害が増加する危険性が  
9 あることから、食害状況の継続的なモニタリングを行うとともに、防護柵の設置、周辺  
10 地域での捕獲等の対策が必要である。

11  
12 **【表 2】 早池峰山周辺地域における平均生息密度**

調査年度	H23	H29
平均生息密度(km2 当たり)	1.5 頭	8.2 頭

13 ※ 出典：東北森林管理局・平成 29 年度早池峰山周辺地域ニホンジカ生息状況・  
14 森林影響等調査

15 ※ 平均生息密度は、糞粒法により特別天然記念物指定区域を中心とした約 120  
16 平方キロメートルの区域内の生息密度を算出したもの。(調査対象区域内の推定  
17 生息数は、 $8.2 \text{ 頭}/\text{km}^2 \times 120\text{km}^2 = 984 \div 1,000 \text{ 頭}$ )

18  
19 **エ その他の被害**

20 近年、県内を走行する列車との衝突事故も増加している。【図 5】

21 特に、JR 山田線の上米内～区界間、箱石～腹帯間及び JR 釜石線の陸中大橋～洞泉間  
22 において、多くの衝突事故が発生している。

23 (単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
JR 東日本盛岡支社	252	263	398	403	419	647
IGR	5	2	7	13	2	5
三陸鉄道	19	18	27	26	126	143
計	276	283	429	442	547	795

24 ※ 出典：各鉄道事業者からの聞き取り。

25 なお、三陸鉄道は、平成 31 年 3 月に JR 山田線（宮古～釜石間）が移管された  
26 ことから衝突件数が増加した。

27 **【図 5】 シカと列車との衝突件数**



#### 1 (4) 狩猟者の動向

2 捕獲の担い手である狩猟者数は狩猟免許所持件数をみると、平成 19 年の 3,300 件程度  
3 から平成 24 年度には 2,500 件程度と減少傾向を示していたが、平成 25 年度からは増加に  
4 転じ、令和 2 年度は 3,500 件程度で推移している。

5 なお、免許種類別ではわな猟免許所持者が増加している一方で、第一種銃猟免許所持者  
6 は横ばいで推移している。

7 また、60 歳以上の占める割合は、平成 22 年度から令和元年度までは 6 割を超えている  
8 が、令和 2 年度は 6 割未満となり、各年代の狩猟者数は増加傾向にある。

9 さらに、狩猟免許新規取得件数の推移をみると、わな猟免許の取得者数は、農業者を中  
10 心に平成 19 年度以降増加傾向を示しており、第一種銃猟免許の取得者数は、平成 27 年度  
11 まで増加していたが、平成 28 年度以降は横ばいで推移している。

### 13 6 管理計画の評価と改善

#### 14 (1) 個体数の低減

15 シカの生息域が全県に拡大していることから、第 5 次シカ管理計画において、毎年 1  
16 万頭以上の捕獲が必要として、狩猟、有害鳥獣捕獲に加え、平成 27 年度以降は指定管理  
17 鳥獣捕獲等事業による捕獲に取り組んできた。

18 しかしながら、平成 28 年度以降、毎年 1 万頭以上の捕獲を実施してきたにもかかわらず、  
19 モニタリング調査や列車との衝突件数からはシカの生息域の縮小や個体数減少の兆  
20 しがみえてきておらず、農林業被害等も継続して発生している。

21 また、第 5 次計画で取り組むこととしていた個体数推定において、県内に生息するシ  
22 カの推定個体数は、平成 30 年度秋時点の中央値で 10.7 万頭（95%信用区間で 7.3~15.2  
23 万頭）という結果が出たことから、個体数の低減には至っていないと考えられる。

24 今後は、本推計結果を踏まえ、個体数の低減に必要な捕獲目標数の設定や更なる捕獲  
25 強化の対策を検討していく必要がある。

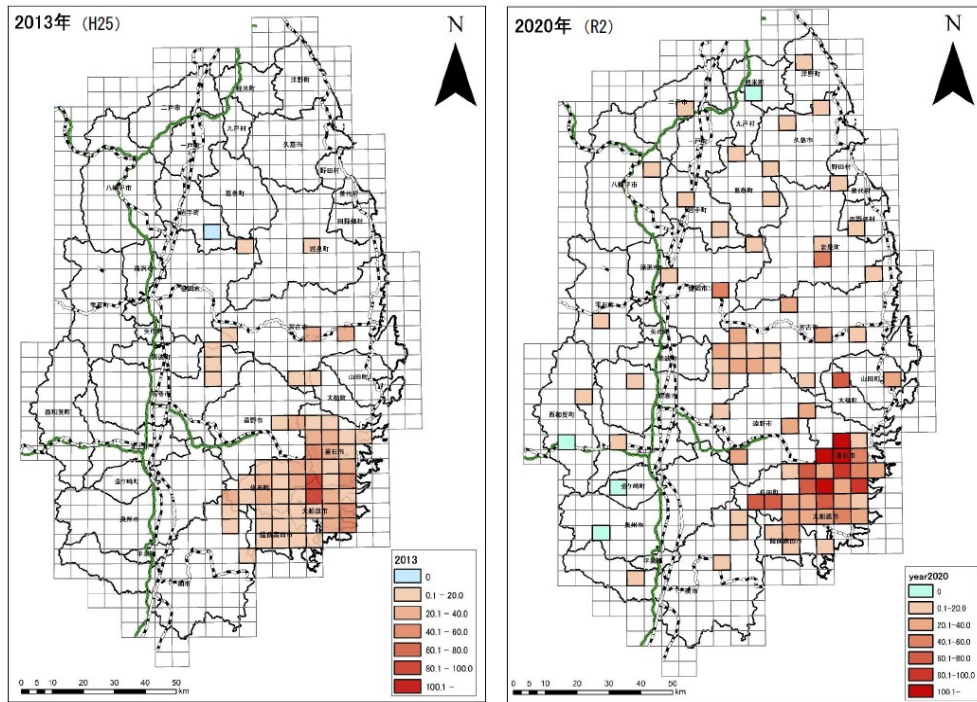
#### 27 (2) 生息状況の把握

28 第 3 次計画まで五葉山地域で実施していたヘリコプター調査は、全県に拡大して実施す  
29 ることが経費や労力の面から困難であったことから、第 4 次計画以降、統計学的手法によ  
30 る個体数推定のための捕獲情報等の収集を行っている。

31 従来は、主に五葉山周辺地域で実施していた糞塊法による生息状況調査は、シカの生息  
32 密度を推定する上で効果的かつ広域的なモニタリングに適した方法であることから、第 4  
33 次計画（H25）からは調査地点数を県内 50 地点程度に増やし、令和 2 年度では、県内 21  
34 市町村の計 81 地点で調査し、より広域での生息分布の把握に努めた。【図 6】

35 また、この調査で得られたデータは、推定個体数の算出に利用している。

36 なお、広域的な生息状況のモニタリングや精度の高い推定個体数の算出を行うためには、  
37 地域的な偏りなく調査地を設定し、データ収集する必要があることから、県内の調査地点  
38 数を 100 地点以上確保する必要がある。



【図6】糞塊調査位置図

7 管理の目標

(1) 基本目標

長期的には、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、人とシカとの共生を目的とするが、シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間の目標を次のとおりとする。

- ① 平成30年度秋時点のシカの推定個体数10.7万頭（95%信用区間7.3～15.2万頭）を低減させるため、当面、年間2万5千頭以上の捕獲
- ② 効果的な捕獲方法の導入や捕獲の担い手の育成等を行うことにより、国の捕獲目標である令和5年度末までの個体数半減（生息数2万頭）に向け取り組む※
- ③ 農林業被害の早急な軽減と自然植生への影響の抑制
- ④ モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数の推定及びそれを基にした将来予測の実施

※ 現状では、令和5年度末までの個体数半減は著しく困難であるとともに、年間2万5千頭の捕獲を継続しても次期計画の終期（令和8年度末）までに平成30年度秋時点の推定個体数を半減させることが難しいと考えられる等、危機的な状況にある。  
 個体数を半減させるためには、早期かつ継続的に3万頭以上の捕獲が必要と推測されるが、必要な担い手の確保、育成等も課題であり、すぐには達成困難なため、捕獲の体制整備についても市町村や猟友会等関係機関と連携して取り組みながら捕獲数の増加を図っていく必要がある。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

シカの生息域がほぼ全県に拡大していることから、当面、狩猟期間の延長等狩猟による捕獲を推進するとともに、有害捕獲と指定管理鳥獣捕獲により、県内全域で捕獲に取り組む。

特に、大型囲い罟及びICTの活用等による効率的な捕獲や捕獲技術研修会の開催等による捕獲の担い手の確保・育成等をより一層推進し、更なる捕獲圧の強化を図る。

また、並行してモニタリング調査を行い、その結果から目標の達成状況を評価し、計画的な個体数管理に努める。

なお、効果的に個体数を減少させるため、引き続きメスジカの捕獲を推進する。

さらに、個体数管理だけでは農林業被害を早急に軽減することが困難であることから「個体数管理」に加え、「被害防除対策」及び「生息環境管理」の各種対策を引き続き総合的に実施するとともに、効果的かつ継続的に対策を実施するためには地域主体の取組が欠かせないことから「地域ぐるみの被害防止対策」の体制整備を促進する。

## 8 管理の実施

### (1) 地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっていると考えられる大規模な河川をもって大きく3つに区分する。【表3、図7】

【表3】地域区分

区分	区域
①北上山地南部地域	北上川及び閉伊川に囲まれた区域
②北上山地北部地域	北上川、馬淵川(平糠川)及び閉伊川に囲まれた区域
③奥羽山脈地域	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域



【図7】地域区分図

### (2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定する。

【表4】

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう、各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じる。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

**【表 4】 地域区分別の対策目標及び重点対策**

地域区分	生息状況等		目標	重点対策
北上山地 南部	高密度 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体数の多い状態が継続</li> <li>・ 被害が恒常的に発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早急な個体数低減</li> <li>・ 被害の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の強化</li> <li>・ 防護柵等による農地保護</li> </ul>
北上山地 北部	定着段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着が進み、徐々に個体数が増加し、急増地域も発生</li> <li>・ 被害も増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着個体の低減</li> <li>・ 被害の拡大防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の強化</li> <li>・ 被害への早期対応</li> </ul>
奥羽山脈	侵入 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目撃情報が続き、被害が発生し始めている地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着防止</li> <li>・ 被害の発生防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の強化</li> <li>・ 早期発見と早期対応</li> </ul>

**(3) 個体数管理**

**ア 狩猟による捕獲の推進**

**(ア) 狩猟期間の延長**

狩猟による捕獲を促進するため、シカに係る狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月 31 日まで延長する。

**(イ) シカ肉の放射性物質検査の実施**

平成 23 年 3 月の東日本大震災津波における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成 24 年 7 月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限の解除のためのモニタリング検査を行っているが、令和 3 年度時点においても、県内の一部地域のシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されている。このため、シカ肉の放射性物質検査を引き続き行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行う。

なお、令和 2 年 4 月から大槌町の食肉処理加工施設が受け入れるシカ肉について全頭検査を条件に出荷制限を一部解除していることから、引き続き県が定める方針に基づき放射性物質検査を実施しながら、事業者のニーズ等を踏まえ、捕獲したシカの有効活用について検討していく。

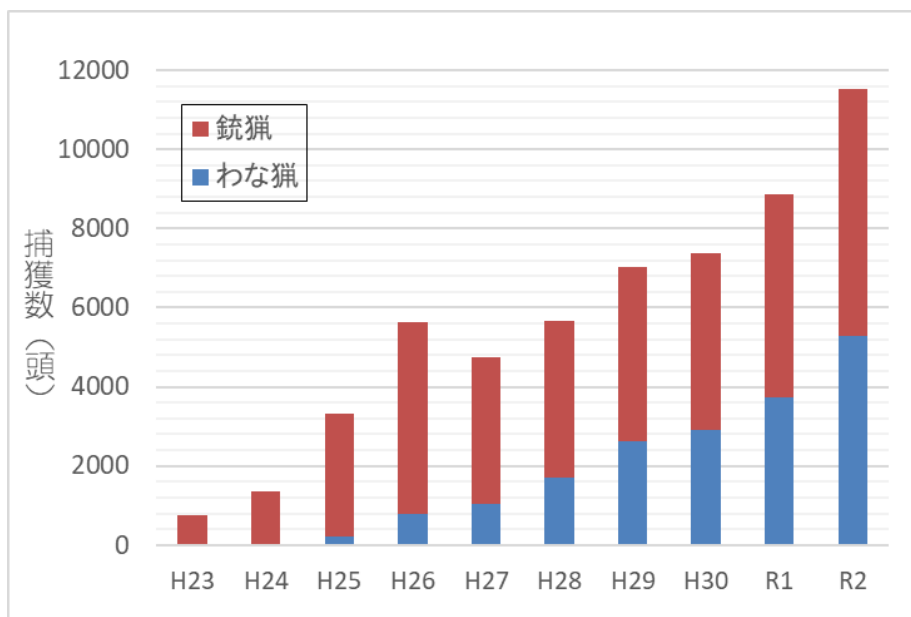
**イ 有害鳥獣捕獲の推進**

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

**(ア) 農地周辺のシカの定着解消**

農地周辺に定着したシカにより継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、定着解消のため農地周辺での有害捕獲を優先的に実施する。

なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を促進する。【図 8】



【図8】 猟具別捕獲数の推移（有害）

1  
2  
3  
4 (イ) 草地のシカの定着解消

5 大型囲い罟や遠隔操作方式による囲い罟等の新しい捕獲技術の普及啓発等を行  
6 い、草地での効果的な捕獲について関係機関等が連携し対策を推進する。

7 (ウ) 地域ぐるみの捕獲体制の整備

8 農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、  
9 狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐ  
10 るみの捕獲体制の整備を促進する。

11 また、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができ  
12 る制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

13 (エ) 予察捕獲の推進

14 被害が発生していない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を  
15 未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を推進する。

16  
17 ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

18 (ア) 目的

19 シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害  
20 地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害  
21 の抑制を目的として実施する。

22 (イ) 実施期間

23 令和4年4月1日～令和9年3月31日

24 (ウ) 実施区域

25 県内全域

26 (エ) 事業の目標

27 シカの個体数の抑制及び農林業被害の低減を図るため、狩猟及び有害捕獲の  
28 実施状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに設定  
29 する。

1 (オ) 実施方法

2 認定事業者等に委託

3 (カ) 実施結果の把握並びに評価

4 年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、農林業被害及び糞塊密度  
5 調査等によるモニタリング調査結果の情報とあわせてシカ管理検討委員会に報告  
6 する。

7 (キ) 実施者

8 岩手県

9  
10 エ 捕獲の担い手の確保・育成及び捕獲の効率化

11 (ア) 捕獲の担い手の確保・育成

12 狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれ  
13 があることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免  
14 許を取得しやすい環境整備等の取組を推進する等、関係機関等と連携を図りなが  
15 ら、狩猟者の確保・育成を推進する。

16 また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術  
17 等の伝達、継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材  
18 登録事業（鳥獣プロデータバンク）に登録されている有識者から、捕獲技術等を  
19 学ぶ狩猟者育成プログラム事業の活用等も検討し、狩猟者の確保・育成を推進す  
20 る。

21 (イ) 狩猟者の負担軽減と捕獲の効率化

22 狩猟者の減少や高齢化が進んでいることから、ICTの活用、シャープシューテ  
23 イング、給餌誘引捕獲、その他の方法についても検討を進め、効率的かつ省力的な  
24 捕獲により狩猟者の負担軽減を図る。

25 また、今後さらに捕獲頭数の増加が想定されることから、市町村や猟友会等関係  
26 機関と連携し、捕獲個体の処分先の確保や効率的な処理方法等についても検討して  
27 いくこととする。

28  
29 (4) 被害防除対策

30 ア 農林業被害対策

31 (ア) 防護柵の設置の促進

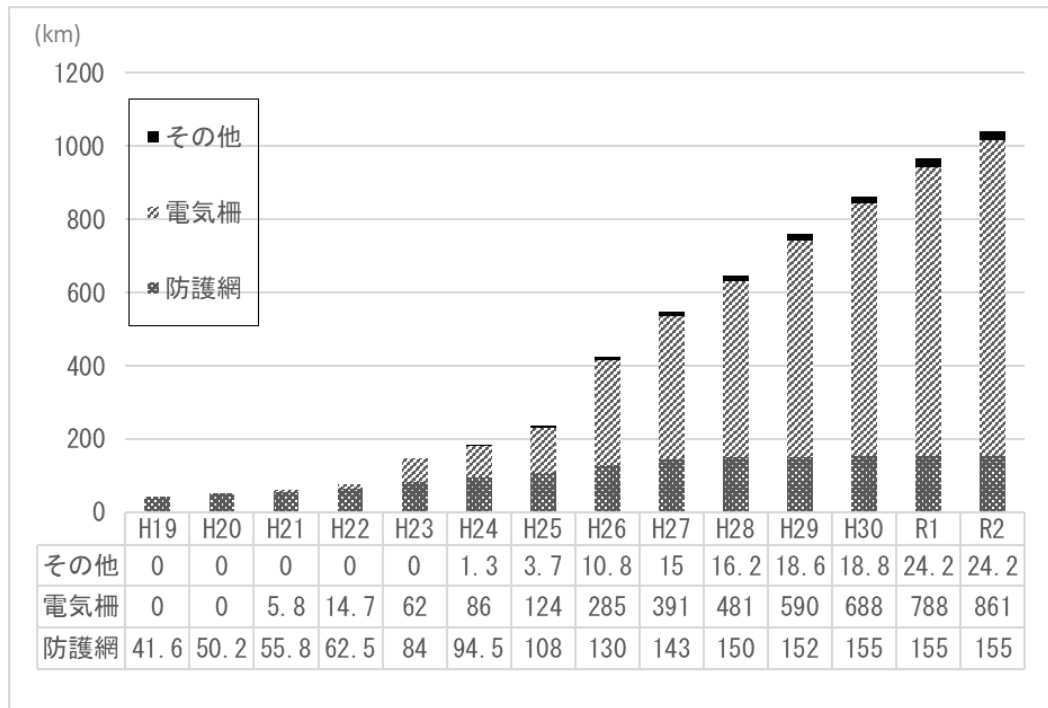
32 県内における鳥獣被害防止総合対策交付金等による、令和2年度までの防護柵  
33 等設置状況は累計で約 1,040 km となっており、農業被害の低減に一定の効果が  
34 現れている。

35 しかし、農林業被害のさらなる低減を図るためには、個体数管理だけでは困難  
36 なことから、防護柵の設置を中心とした被害防除対策を引き続き促進する。

37 【図9】

38 なお、設置された防護柵の破損箇所からシカが侵入するため、適切な維持管理  
39 に努めるとともに、防護柵の設置に関する各種研修会や侵入防止効果を上げる改  
40 良等について、関係機関等と連携し実施する。





※ 他の獣種の防除を兼ねるものがあることに注意。

R2 までの累計: 約 1, 040km (防護網: 154. 6km、電気柵: 861km、その他: 24. 2km)

【図9】防護柵の設置状況

(イ) 森林における被害防止体制の整備

森林法で定める市町村森林整備計画において、鳥獣害が発生している区域等鳥獣害を防止するための措置を講ずべき森林の区域を「鳥獣害防止森林区域」として設定し、区域内における具体的な鳥獣害防止の対応策を強化して森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組を促進する。

(ウ) 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵後の継続的な維持管理等、地域が一体となった取組が重要であることから、これらの取組を実施するための研修会等を開催する等、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

イ 自然植生被害対策

近年、早池峰山の高山植物が被害を受けていることから、個体数が増加している周辺部において、引き続き関係機関等が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、モニタリングや被害情報の収集を継続し、高標高部への侵入を注視していく。

また、被害を防止するため、東北森林管理局と連携し、河原の坊、小田越、薬師岳及び門馬握沢登山道沿い等に合計約1. 5kmの防鹿柵を設置するとともに、センサーカメラやGPS等を用いたシカの動向調査等を実施しており、特に、GPS調査によって得られたシカの越冬地の情報等は、早池峰山周辺において集中的に実施している指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の推進等に活用している。

今後も、防鹿柵の設置やモニタリング調査を継続して個体数の動向を把握するとともに、捕獲目標設定のための早池峰山周辺地域における個体数推定の実施を検討する。

1 (5) 生息環境管理

2 ア シカを寄せ付けない環境づくり

3 鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い緩  
4 衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、シカの隠  
5 れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを促進する。

6 また、農地に放置された収穫残渣や放棄果樹等の適切な処分についても指導を行う。

7  
8 イ 個体数増加要因の解消

9 草地造成や森林伐採、放棄され草地化した農地、北上高地に広がる大規模な放棄草  
10 地、法面等の緑化により作り出された草地は、餌量の多い環境となっていることから、  
11 個体数の急激な増加の引き金となり、草地周辺において高密度化している地域が発生  
12 している。

13 効果的に個体数を低減させるため、草地が個体数増加の要因とならないよう、利用  
14 されていない草地の解消に努める。

15  
16 (6) モニタリング調査

17 管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や  
18 被害状況、個体数等について、モニタリング調査を継続的に実施する。【表4】

19 モニタリング調査の結果をもとに管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フ  
20 ィードバック）させる。

21 また、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査は県内全域に拡大して実施する  
22 とともに、新たな技術を活用した調査手法の導入についても検討する。

23 【表4】モニタリングの内容

項目	内容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする
③ 生息密度の把握	糞塊法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。
④ 植生の被食状況の把握	植生（ササ）の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握

24  
25 (7) 精度の高い個体数推定手法の検討

26 第4次及び第5次計画において、階層ベイズモデルを用いた個体数推定を実施してきた  
27 が、「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・令和3年度）」  
28 によると、推定値は、幅のある値で示されるものであり、新たに追加された年のデータ  
29 を用いて改めて推定をすると、過去の推定値が変わる等、バラつきや変動があることから、  
30 定期的に推定値を見直し、生息数の動向を把握していくよう努める。

31  
32 9 その他管理のために必要な事項

33 管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・民  
34 間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。



1 (1) 各機関・団体等の果たす役割

2 ア 県

3 県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作成  
4 及び見直しを行うとともに、関係部局と連携して各種管理施策を実施する。

5 また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努め  
6 るとともに、シカの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係  
7 団体等に提供する。

8 イ 市町村

9 市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応じ  
10 た有害捕獲、防護柵設置等の被害防除対策及び生息環境管理について関係団体と連携  
11 の上、総合的に実施する。

12 なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握  
13 に努める。

14 また、地域が一体となった被害防止対策を促進するため、地域住民や県関係部局と  
15 連携し、体制づくりに取り組む。

16 ウ 集落・地域住民

17 防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物の除去（廃棄農作物の管理、放棄果樹  
18 の管理）は集落・地域住民が主体となって実施する。

19 また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、行  
20 政と連携し効率的な体制で実施する。

21 エ 狩猟者団体

22 個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、特定計画に沿った狩猟捕獲の推進に  
23 努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

24 また、県が行う捕獲並びに生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

25 オ シカ管理検討委員会

26 学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するシカ管理検討委員会は、特定計画  
27 の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

28 また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

29 カ 大学・民間団体等

30 大学や民間団体等は、シカ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う捕獲・  
31 生息状況の分析等に対し助言を行う。

32  
33 (2) 普及啓発

34 特定計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要  
35 がある。特に、シカの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するた  
36 めには、シカの生態や効果的な防除方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての普及啓  
37 発が重要である。

38 このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や被害防除対策の成功  
39 事例について、各種広報媒体等を作成・活用し、普及啓発に努める。

40  
41 (3) 人材の確保育成

42 狩猟や有害捕獲といった個体数管理の重要な担い手である狩猟者の高齢者割合が高い  
43 ことから、県、市町村及び狩猟者団体が連携を図りながらその確保・育成に努める。

44 また、地域ぐるみの被害防止対策を効果的に行うため、鳥獣の生態や被害防止技術を理

1 解し、的確な対策を実践・指導できる地域リーダーの確保・育成に努めるとともに、県外の  
2 有識者等との連携強化による研修会等を開催し、有効かつ先進的な取組の導入を図る。

#### 3 4 (4) 他県との連携

5 本県と隣接する宮城県、秋田県及び青森県においても、シカの生息域が拡大しているこ  
6 とから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

#### 7 8 (5) 鳥獣被害防止計画との調整

9 鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される鳥獣被害防止計画の内容に  
10 ついては、特定計画の内容を踏まえて作成する。

11 なお、県は、広域的な生息密度や個体数を把握し、密度分布や捕獲状況を俯瞰できる情  
12 報を取りまとめて提供することで、市町村における被害防止計画の策定を支援し、市町村  
13 においては、その情報を踏まえた捕獲目標数の設定や事業の評価に努める。

#### 14 15 (6) 錯誤捕獲の防止等

16 本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、わなの見回りに  
17 努める。設置したわなの周辺でクマの生息が確認された場合には、わなを移動する等、  
18 わなの設置に係る基本事項を遵守し、錯誤捕獲の発生予防に努める。

#### 19 20 (7) 感染症及び安全対策の実施

21 シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、シカの捕獲であっても、野  
22 生イノシシへの接触、ウイルスに汚染された血液、泥の付着等による豚熱（CSF）ウイ  
23 ルスの拡散リスクを認識し、防疫措置については、「CSF・ASF 対策としての野生  
24 イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を参考の上、必要な防疫措置がとれる体制  
25 を整備する。

26 また、各捕獲事業の実施主体は、従事者に対してシカが関係する人獣共通感染症（SF  
27 TS：重症熱性血小板減少症候群、Q熱、E型肝炎等）について注意喚起を行う。